

北九州市地域中核企業等
成長促進トライアル補助金

募集要項

令和7年6月



大切なお知らせ！

- 令和7年6月2日（月）から募集を開始し、厳正な審査の上、補助事業者を決定します。（先着順ではありません）
- 事業実施にあたり、自己負担が必要です。
- 対象となるのは、今後の成長に向けた新たな取組に必要なとなる経費です。既存経費の振替えは認められません。
- 令和8年2月27日（金）までの事業完了（経費の支払い完了）、実績報告が必要です。
- 補助事業への着手は、採択（交付決定）後からとなります。採択（交付決定）前の事前着手は認められません。

I 北九州市地域中核企業等成長促進トライアル補助金について

1 目的・概要

本事業は、地域における投資や事業の拡大、雇用の場の創出など、地域未来を牽引する中核企業※等の成長の促進を後押しするため、新規事業展開、販路開拓、ブランディング等、成長に向けた新たな取組を支援します。

※売上高概ね30億円～500億円の市内企業

2 補助対象者

補助対象者は、下記の①及び②を満たし、かつ③から⑥のいずれかに該当する者とし、ます。ただし、みなし大企業に該当する場合（⑥に該当する場合は除く）は、補助対象外とし、ます。

①北九州市内に本社（本店）があること

②中小企業基本法第2条に規定する企業であること、または、従業員数が中小企業基本法に定める常時従業員数を超え2,000人以下の企業であること

③直近3年間のうちいずれかの年度で、年間の売上高が30億円から500億円

④直近3年間のうちいずれかの年度で、年間売上高が20億円以上30億円未満で、同期間の売上高成長率が10%以上

⑤直近3年間のうちいずれかの年度で、売上高が概ね10億円以上20億円未満で、5年後の売上高（目標）が30億円以上

⑥国から「地域未来牽引企業」に選定されている企業であること、または、福岡県から「地域経済牽引事業計画」の認定を受けている企業であること

※複数の企業がチームを組んで事業（共同申請）を行う場合は、代表企業を定め、すべての参加企業が上記要件に該当することが必要です

※みなし大企業とは以下に該当する者を指します。なお、ここでいう「大企業」とは、常時従業員数が2,000人超の企業です。

①発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業（外国法人を含む。）の所有に属している法人

②発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業（外国法人を含む。）の所有に属している法人

③大企業（外国法人を含む。）の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人

④発行済株式の総数又は出資金額の総額が①～③に該当する法人の所有に属している法人

⑤①～③に該当する法人の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている法人

3 補助率・額

補助率：1／3

補助額：下限10万円、上限100万円

※事業に係る費用の総額が、30万円（税抜）以上とすることが必要です。

ただし、米国の関税措置の影響を受けた又はその可能性がある企業については、以下のとおり、特例措置を設けます。

対象者：米国関税措置の影響を受け、直近3ヶ月の売上高が前年同期の売上高と比較し5%以上減少した又は減少する見込みがある者

補助率：1／2 補助額：下限、上限は上記と同様

※事業に係る費用の総額が、20万円（税抜）以上とすることが必要です。

4 対象経費

新規事業展開等、今後の成長に向けた新たな取組を行うに当たって必要とする以下の経費を補助対象とします。

【活用例】

- 新製品開発のための試作品の作成に係る経費
- 新商品・新サービス開発のための先進地視察、マーケティング等に係る経費
- 新商品・新製品開発のための消費者へのテストマーケティング実施やポップアップストア出店、展示会出展に係る経費
- 国内外への販路拡大のための、現地視察、市場調査等に係る経費
- 新規事業展開等の計画を具体化していくための人材の採用に係る経費 等

(1) 留意事項

- 新たな取組として必要な経費を対象とし、既存経費を振り替えて計上することは認めません。
- 市が認定した内容と異なる事業や経費は、事業完了後に申請・報告しても補助対象となりません。
- 事業実施に必要と認められない、補助目的に合致しない等の場合、部分的に対象経費として認められない場合もあります。
- 補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類で金額等が確認できるもののみとします。
- 消費税及び地方消費税・振込手数料については、補助対象経費から除外します。
- 汎用品（パソコン、タブレット端末、スマートフォン、プリンター等）の購入費については、補助対象経費から除外します。
- 事業に係る人件費については、補助対象経費から除外します。
- 補助金で購入・導入した機器やシステムは、補助事業目的の範囲内に限り使用できるものとし、目的外の使用は認めません。

(2) 補助対象経費一覧《対象経費区分》

区分	経費
建物費	・補助対象事業のために使用される事務所、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、倉庫その他事業計画の実施に不可欠と認められる建物の建設又は改修に要する経費
機械装置・システム構築費	・補助対象事業のために使用される機械装置、工具又は器具の購入、制作又は借用に要する経費 ・補助対象事業のために使用される専用ソフトウェア、情報システム等の購入、構築又は借用に要する経費
技術導入費	・補助対象事業の遂行のために必要な知的財産権等の導入に要する経費
専門家経費	・補助対象事業の遂行のために依頼した専門家に支払われる経費
クラウドサービス利用費	・補助対象事業のために利用するクラウドサービスやWEBプラットフォーム等の利用費
外注費	・補助対象事業の遂行のために必要な加工、設計、デザイン、検査等の一部を外注する場合の経費
知的財産権等関連経費	・新たな製品又は新たな商品若しくはサービスの開発成果の事業化にあたり必要となる特許権等の知的財産権等の取得に要する弁理士の手続代行費用、外国特許出願のための翻訳料等の知的財産権等取得に関連する経費
広告宣伝・販売促進費	・補助対象事業で開発又は提供する製品又は商品若しくはサービスに係る広告の作成、広告の掲載、展示会出展、セミナー開催、市場調査、営業代行利用、マーケティングツール活用等に係る経費
研修費	・補助対象事業の遂行のために必要な教育訓練や講座受講等に係る経費
旅費	・補助対象事業の遂行に必要な情報収集（単なる視察及び研修受講を除く。）や各種調査を行うため、及び販路開拓（展示会等の会場との往復を含む。）等のための旅費
開発費	・新たな製品又は新たな商品の試作品及び包装パッケージの試作開発に伴う原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工のために支払われる経費
資料購入費	・補助対象事業の遂行に必要な不可欠な図書等を購入するために支払われる経費
人件費	・補助対象事業の遂行に必要な人材を確保するために利用する、人材紹介事業者への成功報酬など採用に係る手数料
その他	・その他、新規事業展開等、成長に向けた新たな取組を実施するために必要となる経費

Ⅱ 補助金の申請について

1 申請の流れ（予定）

	項目	実施者	時期等
1	交付申請・事業計画書の提出	事業者	令和7年6月2日（月）から 令和7年8月1日（金）まで
2	書面審査	北九州市	令和7年8月上旬
3	書面審査結果通知	北九州市	令和7年8月中旬
4	面接（プレゼンテーション）審査	事業者 北九州市	令和7年8月下旬
5	採択・不採択通知 交付決定通知	北九州市	令和7年8月下旬～9月上旬
6	補助事業への着手、 実施	事業者	交付決定後
7	事業完了、実施報告 書の提出	事業者	補助事業完了後20日以内 ※ <u>令和8年2月27日までの事業完了（経費の支払い完了）、実績報告が必要です。</u>
8	実績報告の確認、補 助金額の確定	北九州市	提出後速やかに
9	補助金の請求	事業者	補助金額の確定後
10	補助金の支払い	北九州市	補助金額の請求後

※応募状況等によって、予定が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

2 交付申請・事業実施計画の提出

補助金の交付を受けたい方は、以下のとおり、交付申請書等を提出してください。
なお、提出に係る一切の費用は申請者自身の負担となります。

(1) 受付期間

令和7年6月2日（月）から令和7年8月1日（金）まで

※電子データ（PDF）にてご提出ください。

(2) 必要書類

以下の書類を提出してください。

- ①補助金交付申請書（第1号様式）
- ②事業計画書（第2号様式）
- ③履歴事項全部証明書及び役員等名簿（別紙1）
- ④「I-2 補助対象者」に記載する③から⑥に該当することを確認できる書類
 - ・直近3期分の決算書の写し
 - ・国から交付された「地域未来牽引企業」選定証の写し
 - ・県から交付された「地域経済牽引事業計画」の承認通知書の写し
- ⑤市税の納税証明書（市税に滞納がないことの証明）
- ⑥暴力団排除に関する誓約書（別紙2）
- ⑦見積書の写し等所要金額が分かる根拠書類
- ⑧「4-（2）審査基準」に記載する優遇措置を受ける者は、それを確認できる書類
- ⑨その他事業計画等を説明するために必要な書類

3 提出先・提出方法

《提出先》 北九州市産業経済局産業政策課

《提出方法》 電子データ（PDF）

《送付先》 san-sangyou@city.kitakyushu.lg.jp

《提出期限》 令和7年8月1日（金）17時まで

※17時までに受信が確認できたもの申請のみ有効とします

《本補助金に関するホームページ》

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/099_00002.html

《本補助金に関する問合せ先》

北九州市産業経済局産業政策課

電話番号：093-582-2299

受付時間：9：00から17：00（土日祝除く）

4 審査

(1) 審査方法

審査基準に基づき、専門家等による書面審査及び面接（プレゼンテーション）審査により採択事業者を決定します。

(2) 審査基準

主に以下の項目について審査をします。

なお、審査においては、米国関税の影響を受けた（可能性を含む）企業を支援する、価格転嫁（取引適正化）の取組や女性活躍・子育て支援の取組を後押しする観点から、以下に該当する企業に対し、優遇措置（加点評価）を行います。

- ①米国関税措置の影響を受けた（可能性を含む）者（詳細は2ページを参照）
- ②「パートナーシップ構築宣言」実施企業
- ③「えるぼし」認定企業（えるぼし・プラチナえるぼし）
- ④「くるみん」認定企業（トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん）

※③、④については、認定種別に応じて段階的な加点を行う予定です

審査項目	審査の視点
戦略性	・ 自社の強み・課題の分析が十分に行われているか ・ 自社の将来ビジョンを明確に持っているか
独自性	・ 申請事業を実施する背景・目的が明確であるか ・ 申請事業が今後の経営環境の変化を見据えた創意工夫のある取組となっているか
実現可能性	・ 申請事業に対し、経営者（又は経営の実質的な責任者）が申請事業にコミットメントする等、申請事業の遂行に必要な推進体制を構築できているか ・ 申請事業の実施スケジュールは、明確かつ適切に設定されているか
成長可能性	・ 申請事業を通じて達成したい目標が適切に設定されているか ・ 申請事業が企業の成長や変革を実現し、自社の将来ビジョンの達成に資するものとなっているか

(3) 採択件数

10件程度を予定しています。

(4) 審査結果の通知

書面審査の結果を全申請者に対して電子メールについてお知らせします。

書面審査通過者に対して、面接（プレゼンテーション）審査を行います（日程等については別途通知します）。

面接（プレゼンテーション）審査後、最終的な審査結果（採択・不採択通知）を全申請者に対して通知します。

5 実績報告等について

事業実施完了後、下記のとおり、実績報告書等を提出してください。

事業の実施状況について実績報告書等に基づき確認後、補助金の交付額を確定、通知の上、精算払いを行います。

※補助金の支払いは、補助対象経費のうち、「支出済みの経費のみ」が対象となります。

(1) 提出時期

補助事業完了後20日以内 又は 令和8年2月27日（金）まで

(2) 必要書類

以下の書類を提出してください。

①補助金実績報告書（第6号様式）

②事業実施報告書（第7号様式）

③支出の事実を確認できる書類

・ 契約書、領収書、振込伝票、通帳の写し 等

④事業の実施状況が分かるもの

・ 成果物、導入した機器、システム等の写真 等

⑤その他、事業実績を説明するために必要な書類

⑥精算払請求申請書（第9号様式）

⑦振込を希望する口座の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義（カナ）を確認できる通帳のページの写し

(3) 提出先・提出方法

《提出先》 北九州市産業経済局産業政策課

《提出方法》 電子データ（PDF）

《送付先》 san-sangyou@city.kitakyushu.lg.jp

Ⅲ その他の留意事項について

1 補助金の交付取り消し・返還

補助対象者が、次のいずれかに該当した場合は、交付決定の取り消し、補助金の返還を命ずることとなりますので、十分ご注意ください。

- ①偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- ②補助金を他の用途に使用したとき。
- ③補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- ④別に定める宣誓及び同意事項に反する事実があったとき。
- ⑤この要綱の規定に違反したとき。

2 取得設備等の取り扱い

補助金の交付を受けて取得した財産を、補助事業の完了した日の属する市の会計年度の翌年度の初日を起算日として、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間までは、市の承認を受けずに補助金の交付目的に反して使用、撤去、譲渡、交換、貸し付けしてはなりません。

市の承認を受けて、処分等を行う場合であっても、その交付した補助金の全部又は一部を市に返還を求める場合があります。

北九州市産業経済局産業政策課

電話番号：093-582-2299

受付時間：9：00から17：00（土日祝除く）

URL：https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/099_00002.html

ホームページはこちら

北九州市 トライアル補助金

検索

